

定期券の払戻について

払戻は、定期券をお持ちいただいた日まで

使用したとみなし、払戻をいたします。

JR 駅発行のクレジット等で購入された、

定期券は JR 駅で払い戻しをお願いいたします。

① 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月定期券の場合で、券面の使用開始日から 7 日までは、

次の計算となります（毎日乗車区間を普通乗車券で 1 往復したとして計算）

(例1) 6/1 使用開始日で、新幹田～水戸の通学1ヶ月定期を

6/7 に払戻に来られた場合。(7 日間使用と見なし払戻額を算出します)

24,530 円【発売額】 - (820円【片道運賃】×2【往復】×7日)

-220 円【手数料】 = 12,830 円【払戻額】

※有効 1 ヶ月の定期券は、券面の使用開始日から

8 日目以降は、払戻額のお取り扱いはできません。

② 3 ヶ月、6 ヶ月の定期券の場合は、①の取り扱い以降の日（券面の使用開始日から

8 日以降）に、払戻しに来られた場合は、月割計算となります。

(例2) 6/1 使用開始日で、大洗～水戸の通学3ヶ月の定期を、7/1 から7/31 の間に払戻しに来られた場合。

(2 ヶ月使用したものと見なし払戻額が算出されます)

27,190 円【発売額】 - 9,540 円【1 ヶ月定期額】 - 9,540 円【1 ヶ月定期額】

-220 円【手数料】 = 7,890 円【払戻額】

(例3) 6/1 使用開始日で、大洗～新幹田の通学6ヶ月の定期を、9/1 から9/30 の間に払戻しに来られた場合。

(4 ヶ月使用したものと見なし払戻額が算出されます)

86,020 円【発売額】 - 45,400 円【3 ヶ月定期額】 - 15,930 円【1 ヶ月定期額】

-220 円【手数料】 = 24,470 円【払戻額】

※有効 3 ヶ月・6 ヶ月の定期券の場合、

残り有効期間が 1 ヶ月未満の場合の払戻額のお

取り扱いはできません。

定期券の払戻は

大洗駅 7：00～20：30 まで

新鉾田駅 7：00～9：30 15：30～18：50

までに駅窓口へお越しく下さい。